

## 東葉高速鉄道活性化協議会パブリックコメント手続実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関し必要な事項を定めることにより、船橋市及び八千代市が共同して作成する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「法」という。）第5条第1項に規定する地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）を、法第6条に規定する法定協議会である東葉高速鉄道活性化協議会（以下「協議会」という。）において協議する際に、法第5条第5項に規定する住民、地域公共交通の利用者その他利害関係者の意見の反映に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント手続 船橋市及び八千代市の連携計画の作成及び改定に際し、当該連携計画の案及びこれに関連する資料等を公表し、広く住民等から意見（情報を含む。以下同じ。）の提出を求め、提出された意見を考慮して当該連携計画に係る意思決定を行うとともに当該意見に対する考え方を公表する一連の手続をいう。
- (2) 住民等 次に掲げるものをいう。
  - ア 船橋市又は八千代市に住所を有する者
  - イ 船橋市又は八千代市に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
  - ウ 船橋市又は八千代市に存する事務所又は事業所に勤務する者
  - エ 船橋市又は八千代市に存する学校に在学する者
  - オ 東葉高速鉄道の利用者
  - カ アからオまでに掲げるもののほか、連携計画に利害関係を有するもの

### (対象)

第3条 パブリックコメント手続の実施の対象となる範囲は、連携計画の作成又は改定とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、改定の内容が軽微なものであるとき、又は船橋市及び八千代市の裁量の余地がないものであるときは、パブリックコメント手続の対象としない。

### (連携計画の案の公表)

第4条 協議会は、船橋市及び八千代市が当該連携計画に係る意思決定を行う前の適切な時期に、当該連携計画の案を公表するものとする。

- 2 協議会は、前項の規定により連携計画の案を公表するときは、次に掲げる事項を併せて公表するものとする。
  - (1) 連携計画の案の趣旨、目的、背景等
  - (2) 連携計画の案の概要
  - (3) 住民等が連携計画の案を理解するため必要又は参考となる事項

(連携計画の案の公表方法等)

第5条 前条の規定による公表は、協議会が指定する場所での閲覧、協議会のホームページへの掲載その他必要と認める方法により行うものとする。

2 協議会は、前条の規定により公表をするときは、必要に応じ、当該パブリックコメント手続の実施について周知するよう努めるものとする。

(提出の期間及び方法)

第6条 協議会は、連携計画の案の公表を開始した日からおおむね30日以上の期間を定めて、住民等から連携計画の案について意見の提出を求めるものとする。

2 意見の提出の方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 協議会が指定する場所への書面の持参

(2) 郵便

(3) ファクシミリ

(4) 電子メール

(5) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める方法

3 意見を提出しようとする住民等は、住所及び氏名（法人その他の団体が意見を提出しようとするときは、所在地、団体名及び代表者氏名）を明らかにするものとする。

(提出意見の考慮)

第7条 船橋市及び八千代市は、協議会に対し提出された連携計画の案についての意見（以下「提出意見」という。）を考慮した上、当該連携計画に係る意思決定を行うものとする。

2 船橋市及び八千代市は、前項の規定により連携計画に係る意思決定を行ったときは、次に掲げる事項（船橋市情報公開条例及び八千代市情報公開条例にそれぞれ規定する不開示情報に該当するものを除く。）を公表するものとする。

(1) 提出意見の概要

(2) 提出意見に対する船橋市及び八千代市の考え方

(3) 連携計画の案の修正を行ったときは、修正した内容

3 前項の規定による公表の方法については、第5条第1項の規定を準用する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年3月25日から施行する。